

3 3 5－B 地区年次大会 議事規則（案）

3 3 5－B 地区第 7 1 回年次大会（以下「本年次大会」という。）において、地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーの選出及び当地区が決断を下すべき事項（議題）については、国際会則付則第 9 条第 3 項（以下「代議員規則」という。）が定めるクラブ代議員方式によりおこなう。

1. 代議員資格

代議員規則に従い選出されたクラブ代議員に加え当地区内クラブに所属する元地区ガバナーに代議員資格を与える。

本年次大会は、このクラブ代議員及び当地区元地区ガバナーをもって構成する。

2. 代議員は、本年次大会で選ばれる各役員につき 1 票を、また大会に提出された各議題について 1 票を、いずれも自分の意志に基づいて投ずる権利をもつ。

3. キャビネット役員は大会に参加し発言することはできるが、代議員及び代議員資格がない限り投票することはできない。

その他の会員および同伴者は、大会に参加することができるが、発言および投票することはできない。

4. 本年次大会の大会議長（以下「議長」という）には地区ガバナー、大会副議長には第 1 および第 2 副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。

5. 地区キャビネット構成員は、地区年次大会の役員となる。

6. 議長は、以下のとおり委員会を設け、その委員長および副委員長（さらに、必要な場合は顧問）を任命する。これらの委員会は、下記の事務及び議長が定める任務を遂行する。

（1）資格証明委員会 本年次大会の代議員の資格を証明する。

（2）第 2 副地区ガバナー資格審査委員会 地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー候補者の資格を審査する。

（3）選挙委員会 地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーを選出するための事務を執行する。

（但し、候補者の所属するリジョンから委員を選出することは出来ない。）

（4）議事運営委員会 本年次大会の議事の運営を管理する。

(5) 決議委員会 各議題の賛否をはかる事務を管理し、その内容を確認、
確定する。

7. 代議員およびキャビネット役員の委員会の所属は議長がこれを定める。
8. 議題は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議題を決定し、本年3月31日までに各クラブに通知する。
9. 前項以外の方法で提出された議題を審議しようとするときは、大会に出席したすべての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。この場合、その議題は前もって文書で議長に提出しなければならない。また、提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない（ただし、大会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。）。
10. 次期地区ガバナーおよび次期第1および第2副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとする。

(1) 次期地区ガバナーの選出

- (イ) 単記無記名電子投票選挙を行う。
- (ロ) 過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
- (ハ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条第6(d)項が適用される。

(2) 次期第1副地区ガバナーの選出

- (イ) 単記無記名電子投票選挙を行う。
- (ロ) 過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする。
- (ハ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条第6(d)項が適用され、地区の会則および付則に従って補充される。

(3) 次期第2副地区ガバナーの選出

- (イ) 単記無記名電子投票選挙を行う。
- (ロ) 過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする。
- (ハ) どの候補者も当選に必要な票が得られなかった場合は、候補者の1人が過半数の票を得るまで投票を行う。但し、いずれの候補者も過半数に満たない場合は同日に上位2名で再度投票を行う。

11. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則最新版による。